

健 発 0727 第 2 号
障 発 0727 第 1 号
平成 30 年 7 月 27 日

各
〔 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 〕 殿

厚 生 労 働 省
健 康 局 長
社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の公布について

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 231 号。以下「改正政令」という。）が、本日公布されたところである。

改正政令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知方をお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援等については、当該支援を受ける児童の保護者の所得区分に応じた負担上限月額が定められているところ、当該所得区分については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する市町村民税の課税の有無及び市町村民税所得割の額により設定されている。

この点、地方税法第 295 条の規定により、同法第 292 条第 1 項第 11 号イに規定する寡婦及び同項第 12 号に規定する寡夫（以下「寡婦等」という。）については、前年の合計所得金額が 125 万円以下である場合には市町村民税が課されないこととされている一方、未婚のひとり親は、同条の規定が適用されない。

今般、平成 28 年通常国会で成立した児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 37 号）に対する参議院厚生労働委員会の附帯決議において、「一部の地方公共団体が取り組んでいる未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦控除のみなし適用について、その実態の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講ずること」とされたことを踏まえ、指定小児慢性特定疾病医療支援を含むサービス等に係る負担上限月額についても、寡婦等と未婚のひとり親の不均衡を是正するため、所要の措置を講ずるものとする。

第2 改正の内容

別紙に掲げるサービス等に係る負担上限月額について、市町村民税非課税者と同額の負担上限月額の区分に、「寡婦又は寡夫を未婚の母又は未婚の父と読み替えた場合に市町村民税が課されないこととなる者」を加える。

第3 施行期日等

1 施行期日

改正政令は平成30年9月1日から施行する。

2 経過措置

改正政令による改正後の児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）等の規定は、平成30年9月1日以降に行われる小児慢性特定疾病医療支援に係る小児慢性特定疾病医療費の支給等について適用し、同日前に行われた小児慢性特定疾病医療支援に係る小児慢性特定疾病医療費等の支給等については、なお従前の例によるものとする。

3 寡婦控除等の取扱い

サービス等の負担上限月額の区分の設定に用いる市町村民税所得割の額の算定についても、未婚のひとり親について寡婦控除等のみなし適用を行うため、関係省令の改正を追って行う予定である（施行期日は改正政令と同日の平成30年9月1日予定）。

別紙) 本改正で手当する負担上限を定めるサービス等

1. 児童福祉法施行令 (昭和 23 年政令第 74 号) 関係

サービス等 (給付)	政令の改正条項	法の根拠規定
指定小児慢性特定疾病医療 支援 (小児慢性特定疾病医療費)	第 22 条第 1 項第 4 号イ	第 19 条の 2 第 2 項 第 1 号
指定通所支援 (障害児通所給付費)	第 24 条第 5 号	第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号
基準該当通所支援 (特例障害児通所給付費)	第 25 条の 2 第 2 号 ホ	第 21 条の 5 の 4 第 3 項
指定入所支援 (障害児入所給付費)	第 27 条の 2 第 3 号	第 24 条の 2 第 2 項 第 2 号

○ 以下についてもみなし寡婦 (夫) 制度を導入する。

サービス等 (給付)	政令の改正条項	法の根拠規定
肢体不自由児通所医療 (肢体不自由児通所医療費)	第 25 条の 13 第 1 項第 2 号・第 3 号	第 21 条の 5 の 29 第 2 項
障害児入所医療 (障害児入所医療費)	第 27 条の 13 第 1 項第 2 号・第 3 号	第 24 条の 20 第 2 項 第 1 号

2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成 18 年政令第 10 号) 関係

サービス等 (給付)	政令の改正条項	法の根拠規定
指定障害福祉サービス等 (介護給付費)	第 17 条第 4 号	第 29 条第 3 項第 2 号
基準該当障害福祉サービス (特例介護給付費)	第 19 条第 3 号ニ	第 30 条第 3 項
指定自立支援医療 (自立支援医療費)	第 35 条第 3 号	第 58 条第 3 項第 1 号
補装具の購入、借受け又は修 理 (補装具費)	第 43 条の 3 第 2 号	第 76 条第 2 項
指定療養介護医療 (療養介護医療費)	第 42 条の 4 第 2 号 及び第 3 号	第 70 条第 2 項又は 第 71 条第 2 項にお いて準用する第 58 条第 3 項第 1 号
基準該当療養介護 (特例介護給付費)		

3. 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令 (平成 26 年政令第 358 号)

サービス等 (給付)	政令の改正条項	法の根拠規定
指定特定医療 (特定医療費)	第 1 条第 4 号イ	第 5 条第 2 項第 1 号